

貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、貝塚市補助金等交付規則(平成18年貝塚市規則第3号)に定めるもののほか、貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業実施要綱(平成8年貝塚市告示第60号。以下「実施要綱」という。)に基づき交付する貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金(以下「補助金」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽とは、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、実施要綱第3条第3項各号の条件を満たすものをいう。
- (2) 環境配慮型高度処理型合併処理浄化槽 合併処理浄化槽であって、別表第1に掲げる性能要件を満たし、かつ、当該浄化槽からの放流水の総窒素濃度が20mg/l以下又は当該浄化槽からの放流水の総磷濃度が1mg/l以下であるものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)による改正前の浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽のうち、し尿のみを処理するものをいう。

(補助事業者)

第3条 この要綱により補助事業を行う者は、貝塚市浄化槽処理促進区域(浄化槽法第12条の4第1項の規定に基づき貝塚市が指定した区域をいう。)内において、環境配慮型高度処理型合併処理浄化槽(以下「浄化槽」という。)を設置しようとする者(実施要綱第3条第4項各号の条件を満たすものに限る。以下「補助事業者」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者となることができない。

- (1) 住宅等を借りている者で、家主の承諾を得ずに、浄化槽を設置しようとする者
- (2) 販売又は賃貸を目的として、浄化槽を設置しようとする者
- (3) 既設合併処理浄化槽を更新する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎年度予算に定める額を上限とし、浄化槽の設置に要する費用の実支出額と、別表第2左欄に掲げる人槽区分に応じてそれぞれ同表右欄に掲げる基準額を比較して、少ない方の額とする。

2 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去と併せて浄化槽を設置する場合の補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とその撤去に要する費用の実支出額のいずれか少ない方の額及び前項に規定する額の合計額とする。

- (1) 単独処理浄化槽 12万円
- (2) くみ取り槽 9万円

3 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽への転換工事の際に付帯して宅内配管工事を実施する場合の補助金の額は、宅内配管工事に要する費用の実支出額と30万円のいずれか少

ない方の額及び前2項の規定により算定した額の合計額とする。

4 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、浄化槽の設置に要する経費とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる必要書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する浄化槽の設置の届出に係る受理書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 工事請負契約書の写し
- (4) 住宅等を借りている者にあつては、貸主の承諾書(様式第2号)
- (5) 設置者と設置する土地の所有者が異なる場合は、土地の所有者の同意書(様式第3号)
- (6) 法第7条及び第11条に規定する水質検査に係る依頼書及び領収書の写し
- (7) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し及び登録浄化槽管理票(C票)
- (8) 浄化槽の設計書の写し
- (9) 排水系統図(現在及び設置後)
- (10) 建物平面図
- (11) 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽の設置状況写真
- (12) 浄化槽の認定書、型式適合認定書及び構造図
- (13) その他市長が必要があると認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定し、貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「交付決定通知」という。)又は貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金不交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) その他市長が必要があると認める事項に従うこと。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、交付決定通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知を受け取った日から14日以内に貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金取下書(様式第6号)を市長に提出することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

(変更等の承認)

第10条 補助事業者は、交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助事業の内容、実施計画等を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金変更申請書(様式第7号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付決定変更通知書(様式第8号)又は貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付決定取消通知書(様式第9号。以下「交付決定取消通知書」という。)より、補助事業者に通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第11条 第8条第2号及び前条第1項に規定する軽微な変更は、実施計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む)は、事業が完了した日から30日以内又は当該完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金実績報告書(様式第10号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 浄化槽の保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書の写し

(2) 浄化槽の設置工事の写真

ア 浄化槽設備士が、実地に監督していることを証する写真

イ 基礎工事の状況を示す写真

ウ 据付工事の状況を示す写真

エ かさ上げの状況を示す写真

オ 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去した場合にあっては、撤去工事の実施工程が確認できる写真

カ 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽への転換工事の際に付帯して宅内配管工事を実施した場合はにあっては、宅内の生活排水等が接続されていることが確認できる写真

(3) 設置費用の支払の領収書の写し

ア 浄化槽の設置に関する費用が確認できる書類

イ 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去した場合にあっては、撤去費用が確認できる書類

- ウ 既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽への転換工事の際に付帯して宅内配管工事を実施した場合にあっては、宅内配管工事費用がわかる書類
- (4) 既設単独処理浄化槽又は既設くみ取り槽を撤去した場合にあっては、産業廃棄物管理票（マニフェストE票）の写し
 - (5) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書等の写し
 - (6) 浄化槽を設置した住居に居住していることを示す世帯全員の住民票の写し
 - (7) チェックリスト
 - (8) 使用開始届
 - (9) 保証登録証
 - (10) その他市長が必要があると認める書類
(補助金の額の確定)

第13条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金確定通知書（様式第11号。以下「確定通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助事業の是正の見込みがなく、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第14条 補助事業者は、確定通知書を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 市長の指示に従わないとき。
- (6) その他関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、交付決定取消通知書により補助事業者へに通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金返還命令書(様式第13号)により、補助事業者へに期限を決めて返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第17条 補助事業者は、第15条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金加算金・延滞金免除申請書(様式第14号)を市長へに提出しなければならない。

5 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金加算金・延滞金免除承認通知書(様式第15号)により、補助事業者へに通知するものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第18条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命じられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺することができる。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して7年を経過した場合は、この限りでない。

(書類の保存)

第20条 補助事業者は、当該補助金に係る関係書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して7年間保存しなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付決定を受けた補助金については、旧要綱の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の貝塚市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付決定を受けた補助金については、旧要綱の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

- 3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

- 4 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

消費電力基準（通常型、BOD10m g/ℓ以下、隣除去型）

人槽区分	消費電力 (通常型)	消費電力 (BOD10m g/ℓ以下)	消費電力 (隣除去型)
5 人槽	39	53	83
6～7 人槽	55	75	90
8～10 人槽	75	102	157

備考 浄化槽の消費電力がこの表の消費電力基準以下であること

別表第 2（第 4 条関係）

人槽区分	基準額
5 人槽	360,000 円
6～7 人槽	462,000 円
8～10 人槽	585,000 円